

府内受動喫煙防止対策説明会のご案内

2020年4月から、オフィスや飲食店等の施設は「原則屋内禁煙」となり、屋内でたばこを吸う為の専用の喫煙室を設置した場合は標識の掲示が義務付けられるなどたばこのルールが大きく変わります。府内の事業所や飲食店等を対象に新しいたばこのルールの説明会を開催します。

1、 予定している説明会一覧 (①～⑩の説明会は終了しました)

	日時	場所	定員	申込先 (FAX)	主催	内容
⑰	1月16日(木) 15時30分～	富田林保健所2階講堂 (富田林市寿町3-1-35)	60名	0721-24-7940	富田林保健所	ア
⑱	1月22日(水) 14時00分～	堺市役所本館6階会議室 (堺市堺区南瓦町3-1)	50名	072-228-7943	堺市役所 健康医療推進課	イ
⑲	2月19日(水) 15時00分～	池田保健所2階大会議室 (池田市満寿美町3-19)	50名	072-751-3234	池田保健所	ア
⑳	2月17日(月) 14時30分～	大阪市役所地下1階 第11共通会議室 (大阪市北区中之島1丁目3-20)	100名	06-6244-7077	大阪市	ア
㉑	2月21日(金) 14時30分～	大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター1階大講堂 (大阪市中央区大手前3-1-69)	190名	06-6244-7077	大阪市	ア

<説明会の内容>

ア：改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の制度説明や支援策と相談窓口の案内、質疑応答(60～90分程度)
イ：医師による「受動喫煙による健康影響と受動喫煙防止対策の推進について」及び「ア」の内容(90分程度)

2、 申込方法

- ◆下記「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、開催日5日前までにFAXにてお申込み下さい。
※開催場所によって、FAX番号が異なります。お間違いのないようご注意ください。
- ◆駐車場のご用意はございません。近隣含め有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用の上お越しください。

「大阪府内受動喫煙防止対策説明会」 参加申込書

下記に必要事項をご記入の上、FAXしてください。

- ◆参加を希望する説明会の番号及びFAX番号を記載下さい。

希望番号 (⑰～㉑)	申込先のFAX番号を ご記入下さい。
---------------	-----------------------

- ◆参加者情報を記載下さい。

希望者氏名(ふりがな) ※代表者のみ	(参加人数)
法人名、団体名、施設名称または屋号 (一般の方は不要です)	
所在地	
電話番号	FAX番号

問い合わせ先

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ (担当) 岡本・東中
TEL: 06-6944-8224